答 弁 第 六 五 号昭和二十五年十二月八日受領

(質問の

六五)

内閣衆質第六五号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 幣 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員深澤義守君提出「食糧事務所事件」に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議 院議員深澤義守君提出 「食糧 事務所事件」に関する質問に対する答弁書

昭和二十四年十月德島 地方検察庁は、 德 島 食糧事務 所長の收 賄容疑をもつて取調を開 始した事 件 は、

同 .事務所にから出張による給與の支給、 から輸送による運賃の横領があるとの疑惑をもつて同事務所を

取 り調べた結果、その一段落をまつて同様な事件が他の食糧事務所においても行われたのではな **,** \ かと

の疑をもつて、 北海道食糧事務所ほか二十八事務所の調査が行われ、 大阪、 德島、 口、口、 熊本の四事務

所長及び職員は次の如き経過をたどり起訴された。

1 起訴せられたる食糧事務所関係

イ 德島 食糧事 務 所長 小河 重保收 賄 虚偽公文書作成同行使詐欺業務上橫領、 同 所前 業務部員 長杉山 猪三

夫、 同前業務課長奧村隆 虚僞公文書作成同行使並び收賄の容疑で二十四年十 一月起訴された。

杉山 猪三夫及び奥村隆に関する容疑は、 昭和二十二年一月から同二十三年二月ないし三月中米八万

俵のから輸送の公文書を偽造して百五十二万円を請求せしめ騙取したという容疑である。

する り 小 五十二万円を不法に拂出し職員に分配する等公金をみだりに横領したという容疑である。 河重保に関する起 小河重保が、 それぞれ担当者と共謀の上、 訴内容は、 職員 の出張命令、 昭和二十四年二月頃より三月頃までにから出 資金前 渡金の支拂命令すること等の 職務権限を有 張 によ

口 起訴された。 より要請されたため、 大阪食糧事務所長熊谷三郎、 起訴内容は、 同損害金額の一部二百六十二万円を補てんするため輸送証明をなしたもので 昭和二十二年産米の海上運送途中欠減の弁償金免除を日本通運梅 同業務部長大庭三治は、虚偽公文書作成同行使詐欺容疑で本年五月 田支店

起訴 Щ 内  $\Box$ 食糧 容 は 涉外事 事務所長岡安良雄、 務自動車 修 繕費等に消費する目的で、 同経理課長中村博は、 本年七月收賄容疑で起訴された。 関係者から二十九万円を收賄した容疑で

= 熊本食糧事務所長大津嘉昭、 同経理課長岡崎喜人は、本年八月收賄容疑で起訴された。

ある。

ある。

起訴内容は、 昭和二十四年五月関係業者より同 .事務所の接待費の寄附を受けたことによるも のであ

る。

元主計課長金城順隆が本年六月十五日附で依願免官となつたのは、これらの事務所事件の起きた遠由

の一つとして予算配付方法がうんぬんされたので予算配付の直接の責任的立場を感じ、 退職を願出たも

ので、一、に述べた事件とは直接関係がない。

三かかる事実はない。

匹 に 述べ たように徳島 食糧事務 所 に おけ るから出張、 から輸送の 問題が同 様な仕事をやつている他

 $\mathcal{O}$ 事 務所にお 1 ても行 わ れてい るのでは ない かという疑で、 北海道外二十八事 務 新の 調査を受け、 その

結果德島 食糧. 事 務所の ほ か大阪、 Щ 熊本の三食糧事務所において二、に述べてあるような各容疑

起訴せられているのであつて、これらの問題について中央から指令通達等がなされた事実はない。

五. 食糧事務所で行われるこれら経費の支出については、 常時注意を與え、 又内部監査等により過誤拂

のある場合は、直ちに訂正せしむる等かかる事件の一掃に努めている。

右答弁する。